

地 基 企 第 6 5 号

令和7年7月18日

地方公務員災害補償基金

各 支 部 長 殿

地方公務員災害補償基金

理事長 齋藤 秀生

(公印省略)

「療養の範囲について」の一部改正について（通知）

「療養の範囲について」（昭和42年12月1日地基第11号）の一部を別添のとおり改正したので、その実施に当たっては、下記の事項に留意していただくようお願いします。

記

1 看護に要する費用又は付添に要する費用について

(1) 概要

「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」及び「病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に係る看護に要する費用又は付添に要する費用については、これまで、「当該地方の慣行料金による」ものとし、さらに、当該料金に「食事が含まれていない場合は、一日につき1,800円の範囲内で現実に要した食事の費用」を加えて支給してきたが、国家公務員災害補償制度における当該費用の支給額の見直しを踏まえ、地方公務員災害補償制度においても同様に支給額を見直すこととするもの。

(2) 施行日

令和7年7月1日

改正後の4及び5の規定は令和7年7月1日以後に行われた看護に要する費用又は付添に要する費用について適用することとし、同日前に行われた看護に要する費用又は付添に要する費用については、なお従前の例による。

2 移送の費用について

(1) 概要

移送の費用について、支給範囲を明確化する改正を行うもの。

(2) 施行日

令和 7 年 7 月 1 日

改正後の 6 の (6) 及び (7) の規定は令和 7 年 7 月 1 日以後に出発した移送の費用について適用することとし、同日前に出発した移送の費用については、なお従前の例による。ただし、同日前に出発し、かつ、同日以後に完了した移送の費用については、当該規定は、当該移送の費用のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該移送の費用のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。